

事例項目	平成27（2015）年度新規事業「中学生放課後学習支援Kadomaドリカム」事業の名称を「中学生放課後学習支援Kadoma塾」に変更したことについて
事例発生日等	平成27（2015）年4月7日（火）
担当課	学校教育課
事例概要	<p>発生までの経過</p> <p>①平成26（2014）年度に、学校教育課では平成27（2015）年度からの新規事業として、「中学生放課後学習支援Kadomaドリカム」事業を企画・立案した。その際、「ドリカム」という名称の知的財産権については問題ないものとして企画・立案を行った。</p> <p>②平成27（2015）年4月当初に再度「ドリカム」という名称の知的財産権について調査したところ、(株)ディーシーティーエンタテインメントより平成26（2014）年8月1日付『「DREAMS COME TRUE」「ドリカム」という名称の知的財産権』というホームページを確認した。</p> <p>③平成27（2015）年4月7日（火）、学校教育課から早急に(株)ディーシーティーエンタテインメントに連絡を取り、本市事業の概要を説明、「ドリカム」の名称使用について理解を求めた。この時点で(株)ディーシーティーエンタテインメントから名称使用に関する回答は得られなかったため、所管課としても、「ドリカム」の名称を使用することはできないと判断、急遽「Kadoma塾」に名称変更し、事業を開始した。</p> <p>④平成27（2015）年4月9日（木）、(株)ディーシーティーエンタテインメントからは「ドリカム」という名称の使用をやめて頂きたいという旨連絡があった。</p>
	当時の対応
発生原因	コンプライアンスを尊重したうえで、緻密な事業計画作成が求められる中で、本来であれば学校教育課内において、企画段階で事業名等に係る知的財産権について、商標調査を厳重に行う必要があったが、それが十分にはなされていなかった。このことが、本件の事業化および予算化の過程において「ドリカム」という名称が使われたままの状態となった大きな発生原因である。
再発防止対策	コンプライアンスの観点について、課内において再度周知するとともに、課内で研修を行い、所属職員に周知徹底する。
その他	<p>平成27（2015）年4月22日（水）、書面及び電話にて(株)ディーシーティーエンタテインメントに対して謝罪し、今回の事案についての本市の対応を説明した。【資料No.(2)-63-1】【資料No.(2)-63-2】</p> <p>平成27（2015）年5月20日（水）、(株)ディーシーティーエンタテインメントより電話。今回の名称使用について、実質、表に出ている分が「Kadoma塾」であれば、過去のことや内部資料等での名称使用については問わないという旨の連絡を受ける。これを受けて平成27（2015）年度の予算書および決算書等の表記については「ドリカム」のまま使用し、議会での質問等においては「Kadoma塾」に読み替えて頂く対応を各会派に依頼している。</p>
添付資料	<p>【資料No.(2)-63-1】 (株)ディーシーティーエンタテインメント宛謝罪文書</p> <p>【資料No.(2)-63-2】 事業名変更に係る庁内事務連絡文書</p>